

奈良県営水道企業管理規程第一号

水道局  
各課  
各出先機関

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

附則に次の一項を加える。

（勤務時間の特例）

- 3 平成二十四年七月二日から同年九月七日までの間に限り、第五条の規定の適用については、同条中「午前八時三十分から午後五時十五分まで」とあるのは、「午前八時から午後四時四十五分まで」と読み替えるものとする。